



令和5年4月

「意思決定支援」

私たちは生まれながらにして、自ら意思決定をしながら自分の人生を自律的に生きる権利を持っています。この権利は、憲法第13条の自己決定権の一環として、人である限りすべての人に保障されている重要な基本的人権です。

私たちが、子どもの支援をする中で意思決定支援の悩みは尽きません。

例えば、この様な時にどうすれば良いでしょうか？

●親と子の意見が対立をしている時

⇒私たちとしては子どもの意見を尊重したいが、保護者の想いや意見を無下には出来ないし…

●子ども自身に発信をする力や、様々な関係性を理解する力が備わっていない時

⇒その子の想いや考えを取り入れたいが、何を感じてどの様に考えているのか、その子だけの発信では分かりにくい。本当の所はどう思っている???

●発達上の幼さから突拍子もない事や実現が難しそうなお話ばかり話していて、現実的にどうして行きたいのか分からない時

⇒叶えてあげたい気持ちはあるけど、現実…

そもそも、意思って何でしょう？

調べてみると、

1 何かをしようとするときの元となる心持ち。「本人の意思に任せる」

2 法律用語。

⑦民法上、身体の動作の直接の原因となる心理作用や、ある事実に対する意欲をさす。

⑧刑法上、自分の行為に対する認識をさし、時には犯意と同じ意味をもつ。「犯行の意思」（小学館 デジタル大辞泉より）とあります。

「心持ち」や「意欲」とありますが、私たちは障害の有無を問わず、誰かの「心持ち」や「意欲」をどうやって知る事が出来るのでしょうか？

例えば、誰かが「〇〇したい」と言った時に、それは本当にその人の心を現わしているのでしょうか？もしかすると発信とは違う事を考えているのかもしれませんが。

それでは、行動はその人の意思でしょうか？

でも、行動の結果まで見通せるのかな…？

この様に突き詰めて考えて行くと、どんどんと思考の泥沼にはまってしまふ自分がいます。それでも、大事な事は「この人は何を考えているのだろう」「この人の本当のニーズはなんだろう」と考え続ける事・向き合い続ける事…でしょうかね？

ちなみに、厚生労働省や自治体から意思決定支援についての様々な発信がされていますのでご参考までに。

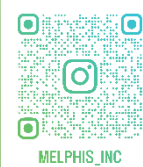
厚生労働省 成年後見はやわかり 意思決定支援について

<https://guardianship.mhlw.go.jp/organization/welfare/>

神奈川県 わが子の「思い」に向き合うために

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishikettei2.html>

児童通所課 嵯峨憲司



4月 活動報告

1部 週替わり活動



地域貢献活動

みんなで協力してMJ周辺のごみ拾いを頑張りました！



商品探しやセルフレジを使う練習を行いました。



お買い物



曜日対抗ゲーム大会

どの曜日も一致団結！



みんなで桜を見たり遊具でたくさん遊びました。



お花見・公園外出

2部 交流会・作業



交流会

UNOやトランプ、トーキングゲームで楽しみました。



教材作成



アイロンビーズの仕分け

さまざまな作業に取り組んでいます。

お知らせ

MJバザーについて

5月に開催予定でしたが、場所確保などが難しく、開催が難しい状態となりました。楽しみにされていた皆様には大変申し訳ありません。

開催予定が決まりましたら、ご連絡いたします。よろしくお願いいたします。

各書類について

いつも各書類のご提出にご協力いただき、ありがとうございます。こちらで各書類(実績票・個別支援計画書・上限額管理結果票など)の確認した際に、不備があった場合には、再度、署名や捺印をいただくことがあります。お手数ですが、ご協力をいただくと幸いです。よろしくお願いいたします。